

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 1月23日

【会社名】 株式会社 十八銀行

【英訳名】 The Eighteenth Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 代表執行役頭取 森 拓 二 郎

【本店の所在の場所】 長崎県長崎市銅座町 1 番11号

【電話番号】 095(824)1818 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 安 達 圭

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目 3 番 4 号
株式会社 十八銀行 東京事務所

【電話番号】 03(5200)1102

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 畑 野 淳 二

【縦覧に供する場所】 株式会社 十八銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋二丁目 3 番 4 号)
株式会社 十八銀行 福岡支店
(福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番10号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
証券会員制法人 福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)

1【提出理由】

2019年1月18日に開催されました当行臨時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会開催年月日

2019年1月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式交換契約承認の件

当行と株式会社ふくおかフィナンシャルグループは、関係当局の認可等を得られることを前提として、2019年4月1日を効力発生日とする株式交換による経営統合を行う。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定時株主総会の基準日制度を廃止し、現行定款第13条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第14条以下の条数を繰り上げる（「本定款変更」という）。

2. 本定款変更は、2019年3月31日の前日までに株式交換計画の効力が失われていないこと、および第1号議案に基づく株式交換が中止されていないことを条件として、2019年3月31日にその効力を生じる。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案 株式交換契約承認の件	134,910	116	52	(注)	94.32	可決
第2号議案 定款一部変更の件	135,280	95	52	(注)	94.34	可決

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。